

第121期 決算公告

2024年6月27日

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社 京都銀行
取締役頭取 安井 幹也

貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	955,189	預金	8,849,026
現金	89,384	当座預金	481,674
預け金	865,804	普通預金	5,986,479
コーポレート	368,746	貯蓄預金	96,272
買入金銭債権	8,274	通知預金	11,508
商品有価証券	221	定期預金	1,942,585
商品地方債	221	定期積金	19,966
金銭の信託	6,226	その他の預金	310,539
有価証券	3,335,053	譲渡性預金	565,848
国債	464,738	コーポレートマネー	1,714
地方債	701,314	債券貸借取引受入担保金	500,070
社債	649,784	借用金	193,500
株式	1,138,363	借入金	193,500
その他の証券	380,853	外国為替	743
貸出金	6,726,329	売渡外国為替	375
割引手形	13,055	未払外国為替	368
手形貸付	17,718	信託勘定借	3,990
証書貸付	6,079,299	その他の負債	31,252
当座貸越	616,257	未払法人税等	4,328
外国為替	9,013	未払費用	5,853
外国他店預け	8,586	前受収益	1,508
買入外国為替	316	給付補填備金	4
取立外国為替	110	金融派生商品	8,946
その他の資産	73,016	金融商品等受入担保金	492
前払費用	16	資産除去債務	984
未収収益	6,712	その他の負債	9,134
金融派生商品	4,675	退職給付引当金	23,671
金融商品等差入担保金	56,061	睡眠預金払戻損失引当金	157
その他の資産	5,550	偶発損失引当金	761
有形固定資産	76,054	繰延税金負債	261,680
建物	27,871	再評価に係る繰延税金負債	3,349
土地	42,986	支払承諾	20,519
建設仮勘定	555	負債の部合計	10,456,285
その他の有形固定資産	4,640	(純資産の部)	
無形固定資産	3,318	資本金	42,103
ソフトウェア	2,199	資本剰余金	34,582
その他の無形固定資産	1,119	資本準備金	30,301
支払承諾見返	20,519	その他資本剰余金	4,280
貸倒引当金	△ 32,204	利益剰余金	374,846
資産の部合計	11,549,758	利益準備金	17,456
		その他利益剰余金	357,390
		別途積立金	316,875
		繰越利益剰余金	40,515
		株主資本合計	451,532
		その他有価証券評価差額金	644,611
		繰延ヘッジ損益	28
		土地再評価差額金	△ 2,699
		評価・換算差額等合計	641,940
		純資産の部合計	1,093,473
		負債及び純資産の部合計	11,549,758

損益計算書

2023年 4月 1日から

2024年 3月 31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		126,654
資金運用収益	96,913	
貸出金利息	53,026	
有価証券利息配当金	37,103	
コールローン利息	5,539	
預け金利息	39	
その他の受入利息	1,203	
信託報酬	7	
役務取引等収益	19,507	
受入為替手数料	4,088	
その他の役務収益	15,418	
その他業務収益	2,978	
外国為替売買益	1,708	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	960	
金融派生商品収益	309	
その他経常収益	7,247	
貸倒引当金戻入益	800	
償却債権取立益	10	
株式等売却益	5,392	
金銭の信託運用益	226	
その他の経常収益	816	
経 常 費 用		85,258
資金調達費用	17,096	
預金利息	12,651	
譲渡性預金利息	29	
コールマネー利息	35	
債券貸借取引支払利息	1,954	
金利スワップ支払利息	2,415	
その他の支払利息	8	
役務取引等費用	6,325	
支払為替手数料	432	
その他の役務費用	5,893	
その他業務費用	3,955	
国債等債券売却損	3,955	
営業経費用	55,366	
その他経常費用	2,513	
貸出金償却	20	
株式等売却損	138	
株式等償却	46	
その他の経常費用	2,308	
経 常 利 益		41,396
特 別 利 益		1
固定資産処分益	1	
特 別 損 失		685
固定資産処分損失	612	
減損損失	73	
税引前当期純利益		40,711
法人税、住民税及び事業税	10,277	
法人税等調整額	742	
法人税等合計		11,019
当期純利益		29,691

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。また、上記の要注意先及び要管理先に区分される債務者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る特定の債務者に対する債権については、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 32,204百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に加え、業績不振等の状況にある債務者の経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる債務者を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、債務者区分に対して足元の状況等を反映し、貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症について、一部の債務者の財務面への影響は一定期間継続するものと想定しています。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る特定の債務者については、破綻懸念先相当のリスクがあるとの仮定を置き、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じて必要と認める額を計上しております。しかしながら、債務者の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。また、経済情勢が大きく変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 12,260百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に29,404百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,195百万円
危険債権額	81,768百万円
三月以上延滞債権額	9百万円
貸出条件緩和債権額	6,066百万円
合計額	97,039百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,371百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	704,368百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,173百万円
債券貸借取引受入担保金	500,070百万円
借入金	193,500百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券275,317百万円、貸出金98,400百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金1,492百万円が含まれております。
6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,756,089百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,645,216百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 80,892百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,780百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は65,907百万円であります。

11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 5百万円

12. 関係会社に対する金銭債権総額 ー百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額 45,785百万円

14. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,990百万円であります。

15. 単体自己資本比率（国内基準）は、11.61%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 2百万円

役務取引等に係る収益総額 237百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 149百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 606百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,175百万円

2. 関連当事者との取引

子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高
子会社	京都信用保証 サービス株式会社	所有 直接 100%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの 保証	1,294,439	—	—
				上記に伴う 代位弁済	238	—	—

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

京都信用保証サービス株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は489百万円あります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	5,753
関連法人等株式	103

4. その他有価証券 (2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	1,127,177	155,498	971,679
	債券	168,561	168,060	500
	国債	70,162	69,944	217
	地方債	67,097	66,904	193
	社債	31,302	31,211	90
	その他	146,179	138,307	7,871
	外国債券	39,329	39,097	232
	その他	106,850	99,210	7,639
	小計	1,441,918	461,867	980,051
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	2,735	2,989	△254
	債券	1,647,275	1,694,016	△46,741
	国債	394,576	417,031	△22,455
	地方債	634,216	647,968	△13,752
	社債	618,482	629,016	△10,534
	その他	200,136	207,039	△6,903
	外国債券	86,762	87,493	△730
	その他	113,373	119,546	△6,172
	小計	1,850,147	1,904,046	△53,898
合計	3,292,065	2,365,913	926,152	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等 (*1) (*2)	2,596
組合出資金 (*3)	34,534

- (*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当事業年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,111	4,199	4
債券	443,539	792	623
国債	335,527	657	246
地方債	58,319	29	326
社債	49,691	104	51
その他	52,008	1,360	3,448
外国債券	25,413	—	3,191
その他	26,595	1,360	257
合計	501,659	6,353	4,076

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,226	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2024年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	9,241百万円
退職給付引当金	7,248百万円
有価証券償却	2,404百万円
その他	3,857百万円
繰延税金資産小計	22,751百万円
評価性引当額	△2,750百万円
繰延税金資産合計	20,001百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△281,541百万円
その他	△140百万円
繰延税金負債合計	△281,681百万円
繰延税金負債の純額	△261,680百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	14,418円03銭
1株当たりの当期純利益金額	395円40銭

(企業結合等関係)

連結財務諸表の連結注記表 (企業結合等関係) における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

信託財産残高表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	3,990	金 銭 信 託	3,990
合 計	3,990	合 計	3,990

- （注）1. 共同信託他社管理財産の取扱残高はありません。
 2. 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	3,990	元 本	3,990
		そ の 他	0
合 計	3,990	合 計	3,990

第121期 決算公告

2024年6月27日

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社 京都銀行
取締役頭取 安井 幹也

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	955,189	預 金	8,844,409
コールローン及び買入手形	368,746	譲 渡 性 預 金	543,348
買入金銭債権	8,274	コールマネー及び売渡手形	1,714
商品有価証券	221	債券貸借取引受入担保金	500,070
金銭の信託	6,226	借 用 金	193,500
有 価 証 券	3,334,434	外 国 為 替	743
貸 出 金	6,726,329	信 託 勘 定 借	3,990
外 国 為 替	9,013	そ の 他 負 債	42,153
そ の 他 資 産	73,360	退職給付に係る負債	23,522
有形固定資産	76,059	睡眠預金払戻損失引当金	157
建 物	27,872	偶 発 損 失 引 当 金	761
土 地	42,986	繰 延 税 金 負 債	261,727
建設仮勘定	555	再評価に係る繰延税金負債	3,349
その他の有形固定資産	4,644	支 払 承 諾	20,519
無形固定資産	3,343	負 債 の 部 合 計	10,439,967
ソフトウェア	2,222	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,120	資 本 金	42,103
繰延税金資産	629	資 本 剰 余 金	36,768
支払承諾見返	20,519	利 益 剰 余 金	387,530
貸倒引当金	△ 33,932	株 主 資 本 合 計	466,402
		その他有価証券評価差額金	644,611
		繰延ヘッジ損益	28
		土地再評価差額金	△ 2,699
		退職給付に係る調整累計額	105
		その他の包括利益累計額合計	642,046
		純 資 産 の 部 合 計	1,108,448
資 産 の 部 合 計	11,548,416	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,548,416

連結損益計算書

2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		132,575
資金運用収益	96,967	
貸出金利息	53,029	
有価証券利息配当金	37,131	
コールローン利息及び買入手形利息	5,539	
預け金利息	39	
その他の受入利息	1,226	
信託報酬	7	
役務取引等収益	22,390	
その他業務収益	5,981	
その他経常収益	7,229	
貸倒引当金戻入益	804	
償却債権取立益	10	
その他の経常収益	6,413	
経 常 費 用		89,172
資金調達費用	17,099	
預金利息	12,651	
譲渡性預金利息	29	
コールマネー利息及び売渡手形利息	35	
債券貸借取引支払利息	1,954	
借入金利息	1	
その他の支払利息	2,426	
役務取引等費用	6,295	
その他業務費用	6,473	
営業経費	56,760	
その他経常費用	2,543	
その他の経常費用	2,543	
経 常 利 益		43,402
特 別 利 益		1
固定資産処分益	1	
特 別 損 失		686
固定資産処分損	612	
減損損失	73	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		42,718
法人税、住民税及び事業税	11,034	
法人税等調整額	746	
法人税等合計		11,780
当 期 純 利 益		30,937
非支配株主に帰属する当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		30,871

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義に関する事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 1社

(会社名)

京都信用保証サービス株式会社

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度まで当行の連結子会社であった烏丸商事株式会社、京銀リース・キャピタル株式会社(現 京銀リース株式会社)、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社、株式会社京都総合経済研究所(現 株式会社京都総研コンサルティング)、京銀証券株式会社は、当行が保有する6社の全株式を株式会社京都フィナンシャルグループに現物配当したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、京都キャピタルパートナーズ株式会社を新規設立により、連結の範囲に含めておりましたが、当行が保有する全株式を株式会社京都フィナンシャルグループに現物配当したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 6社

(会社名)

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合

京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド3号 for SDGs 投資事業有限責任組合

京銀F0F1号投資事業有限責任組合

京銀NextStage2024ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

(会社名)

有限会社マドネスジャパン

株式会社シカタ

投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

(会社名)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

(会社名)

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド3号 for SDGs 投資事業有限責任組合
京銀FOF1号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2024ファンド投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 3社

(会社名)

きょうと農林漁業成長支援ファンド投資事業有限責任組合
京銀まちづくりファンド有限責任事業組合
地域づくり京ファンド有限責任事業組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

(会社名)

夢酒蔵株式会社

株式会社サンエープロテントホールディングス

投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

5. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

6. のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

7. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。また、上記の要注意先及び要管理先に区分される債務者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る特定の債務者に対する債権については、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 33,932百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」「7. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に加え、業績不振等の状況にある債務者の経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる債務者を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、債務者区分に対して足元の状況等を反映し、貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症について、一部の債務者の財務面への影響は一定期間継続するものと想定しています。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る特定の債務者については、破綻懸念先相当のリスクがあるとの仮定を置き、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じて必要と認める額を計上しております。しかしながら、債務者の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。また、経済情勢が大きく変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）6,534百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に29,404百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,467百万円
危険債権額	81,768百万円
三月以上延滞債権額	9百万円
貸出条件緩和債権額	6,066百万円
合計額	97,311百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,371百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	704,368百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,173百万円
債券貸借取引受入担保金	500,070百万円
借入金	193,500百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券275,317百万円、貸出金98,400百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金56,061百万円、保証金1,492百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,756,089百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,645,216百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 80,977百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,780百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は65,907百万円であります。

11. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 5百万円

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,990百万円であります。

13. 連結自己資本比率（国内基準）は、12.07%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益5,395百万円、金銭の信託運用益226百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損138百万円を含んでおります。

3. 包括利益 176,396百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、金融サービスを提供しております。

中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産のうち、貸出金については、主に地元企業や個人に対する事業資金や各種ローンであり、これらは与信先の経営状態の悪化等により元本や利息が回収できなくなる信用リスクを有しています。

また、有価証券は、主に債券や株式等であり、これらは、発行体の経営状態の悪化等により有価証券の価値が減少する信用リスクのほか、市場金利の変動により調達と運用の利鞘が縮小又は逆転する金利リスクや市場価格の変動により損失を被る価格変動リスクなどの市場リスクを有しています。

ほかにも、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金や有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っているため、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、並びに市場の混乱等により、市場において取引が出来なかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクなど、流動性リスクを有しています。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等です。金利先物取引、債券オプション取引等については、当連結会計年度末時点での残高はございません。

デリバティブ取引は、市況変動から損失を被る可能性のある市場リスクや取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある与信リスクが内包されております。なお、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対す

るカバー取引であるため、市場リスクにつきましてはデリバティブ取引の被るリスクと資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

当行は、金利や為替等の相場変動にさらされている資産にかかるリスク(市場リスク)を回避する目的として、デリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買を行うトレーディング取引については一定の取引限度額等を設定し、取組んでおります。

このほか、新しい金融商品に対するお客様のニーズに積極的にお応えするために、デリバティブ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ方針(ヘッジ手段、ヘッジ対象を含む)

「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規に基づき、金利リスク及び債券・株式等の価格変動リスクを対象としております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

・ヘッジ対象…固定金利貸出資産の一部、有価証券の一部

③ 金利スワップ並びに、通貨スワップにつきましては、期末基準日において、ヘッジの有効性を確認しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定め、信用リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク統轄部信用リスク管理担当では、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っています。加えて、特定の取引先、特定の業種等に与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起こらないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、毎月の信用リスク管理委員会に報告を行っております。

また、資産の健全性の維持・向上のために、連結子会社を含め、資産の自己査定を実施し適正な償却・引当を行っているほか、監査部に専門担当部署として資産監査室を設け、自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

一方で、個別与信管理においては、営業部門から独立した審査部門として融資審査部を設け、厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、融資審査部内の格付審査の担当が与信先の財務状態、技術力、将来性等に基づき、債務者格付の付与を厳格に行い、それを踏まえ、融資案件審査の担当が資金使途や返済原資と合わせ総合的に返済能力を判断しております。

また、行員の階層別の融資業務研修を実施するなど審査能力の向上にも注力しております。

併せて、融資審査部内に経営支援室を設置し、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生を図り、当行資産の健全化に取り組んでいるほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めています。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」により、市場リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。所管部であるリスク統轄部においては、預貸金・有価証券等を含めた市場リスクを信用リスクなど他のリスクと一元的に把握したうえで、これを体力(自己資本)の範囲内に適切にコントロールすることで安定した収益の確保に努めています。

このため、リスク統轄部では、「VaR法」、「ΔEVE(金利ショックに対する経済的価値の減少額)」などにより市場リスクの管理・分析を行っています。また、バックテスティングやストレステスト等により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

市場リスクを有する商品の内、有価証券等の管理にあたっては、自己資本・業務純益等の当行の体力や収益とのバランスを考慮したポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定しております。保有するポジション等は定期的に適正かつ正確な時価を計測してその把握に努め、経営陣に報告するなど十分なリスク管理を行っております。

株式等にかかるリスク量は、自己資本に加え、その評価益をもとにしてリスク許容度を設定し、また、6か月ごとに実施する自己査定を通して正確な実態把握に努め、自己査定結果に対しては、監査部が監査しております。

さらに、ALM会議では、半期ごとに市場・流動性等リスク管理方針を定め、各商品の市場リスク量を、毎月の会議に報告するとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討するなど、戦略的なリスクマネジメントに努めています。

なお、デリバティブ取引については、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引ですが、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定の損失限度額等を設定し、管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」により、流動性リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。また、現金預け金、コールローン及び買入手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,107	5,012	△94
その他有価証券	3,292,065	3,292,065	—
(2) 貸出金	6,726,329		
貸倒引当金(*1)	△33,659		
	6,692,670	6,671,260	△21,409
資産計	9,989,843	9,968,338	△21,504
(1) 預金	8,844,409	8,844,460	50
(2) 譲渡性預金	543,348	543,347	△0
(3) 借入金	193,500	192,773	△726
負債計	9,581,257	9,580,581	△676
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	495	495	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	△4,766	△4,766	—
デリバティブ取引計	△4,271	△4,271	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(*3) ヘッジ対象である有価証券等のヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等 (*1)(*2)	2,727
② 組合出資金 (*3)	34,534

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,118,414	11,497	—	1,129,912
国債	464,738	—	—	464,738
地方債	—	701,314	—	701,314
社債	—	584,403	65,381	649,784
その他	3,297	343,018	—	346,316
資産計	1,586,450	1,640,233	65,381	3,292,065
デリバティブ取引				
金利関連	—	720	—	720
通貨関連	—	△4,991	—	△4,991
デリバティブ取引計	—	△4,271	—	△4,271

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	4,511	—	4,511
社債	—	500	—	500
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	6,671,260	6,671,260
資産計	—	5,012	6,671,260	6,676,272
預金	—	8,844,460	—	8,844,460
譲渡性預金	—	543,347	—	543,347
借入金	—	192,773	—	192,773
負債計	—	9,580,581	—	9,580,581

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前返済率、信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

投資信託については、取引価格または証券会社等から入手する基準価格等を時価として利用しており、取引活発度に応じて時価レベルを分類しております。

私募債については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利のうち約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用していることを確認できないものをレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 其他有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	割引率	0.3% ~ 4.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 其他有価証券 社債	59,373	8	△150	6,149	—	—	65,381	—

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、時価の算定に関する方針、手続及び時価評価モデルを定めております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法、インプットの妥当性並びに、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、市場金利に調整を加えた利率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性を負担する対価から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	4,606	4,511	△94
	社債	501	500	△0
	その他	—	—	—
	小計	5,107	5,012	△94
合計		5,107	5,012	△94

3. その他有価証券 (2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,127,177	155,498	971,679
	債券	168,561	168,060	500
	国債	70,162	69,944	217
	地方債	67,097	66,904	193
	社債	31,302	31,211	90
	その他	146,179	138,307	7,871
	外国債券	39,329	39,097	232
	その他	106,850	99,210	7,639
	小計	1,441,918	461,867	980,051
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,735	2,989	△254
	債券	1,647,275	1,694,016	△46,741
	国債	394,576	417,031	△22,455
	地方債	634,216	647,968	△13,752
	社債	618,482	629,016	△10,534
	その他	200,136	207,039	△6,903
	外国債券	86,762	87,493	△730
	その他	113,373	119,546	△6,172
	小計	1,850,147	1,904,046	△53,898
合計		3,292,065	2,365,913	926,152

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,111	4,199	4
債券	443,539	792	623
国債	335,527	657	246
地方債	58,319	29	326
社債	49,691	104	51
その他	52,008	1,360	3,448
外国債券	25,413	—	3,191
その他	26,595	1,360	257
合計	501,659	6,353	4,076

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2024年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,226	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2024年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年3月31日現在）
該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

14,615円48銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額

411円11銭

(ストック・オプション等関係)

当行は、2023年10月2日に当行の完全親会社となる株式会社京都フィナンシャルグループを設立いたしました。これに伴い、当行の発行していた新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、株式会社京都フィナンシャルグループの新株予約権を2023年10月2日付で交付いたしました。

このため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

1 単独株式移転による持株会社の設立

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社京都銀行	銀行業

② 企業結合日

2023年10月2日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

④ 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 株式会社京都フィナンシャルグループ

⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社京都フィナンシャルグループは、ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大、役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携、及びガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上を目的として設立されました。

なお、株式会社京都フィナンシャルグループは、同社の完全子会社である当行の保有する次の子会社株式の全てを、当行から現物配当を受ける方法を用いて2023年10月2日付で取得し、当該7社を株式会社京都フィナンシャルグループの直接出資子会社としております。

烏丸商事株式会社

京銀リース・キャピタル株式会社(現 京銀リース株式会社)

京都クレジットサービス株式会社

京銀カードサービス株式会社

株式会社京都総合経済研究所(現 株式会社京都総研コンサルティング)

京銀証券株式会社

京都キャピタルパートナーズ株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。